平成２７年（フ）第１９６８号
名古屋市名東区貴船２丁目2201番地　アウル貴船Ｂ号
債務者　永江　卓也
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　紀裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２００６号
愛知県春日井市廻間町字明知洞31番地２
債務者　山村　敏政
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４４２号
埼玉県久喜市栗原１丁目14番地７　ハイツ・ユー101、旧住所埼玉県幸手市大字幸手3034番地９
債務者　永塚　睦月
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　虫鹿　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
埼玉県坂戸市大字片柳2301番地７
債務者　清水　良枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５９号
埼玉県行田市大字南河原854番地12
債務者　高橋　　智
1　決定年月日時　平成28年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１９５６号
名古屋市熱田区２番２丁目２―29　イトーピア六番町マンション301号室、住民票上の住所名古屋市緑区姥子山３丁目1522番地
債務者　中西　　務
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５７号
名古屋市熱田区２番２丁目２―29　イトーピア六番町マンション301号室、住民票上の住所名古屋市緑区姥子山３丁目1522番地
債務者　中西喜美子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
三重県伊勢市川端町312番地11
債務者　大倉　章照
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第８号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番８―603号
債務者　小原　良夫
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳久　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１号
石川県白山市成町393番地４、従前の住所石川県白山市相川新町12番地１
債務者　古野　　剛
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５６９号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8243番地
債務者　古橋　昭好
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉下　龍輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４９０８号
大阪市北区天神橋１丁目12番10―1407号
債務者　シナジーこと　杉嶋　優子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内芝　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８号
岐阜県高山市下林町588番地１　バンハイツＢ―Ｇ
債務者　平田　耕一
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
埼玉県比企郡小川町大字小川194番地
債務者　馬渕雷太郎
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９１０号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番103―901号大幸東団地
債務者　小野　晃二
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１４号
北海道苫小牧市双葉町１丁目14番６号　サンフラワー106号
債務者　高橋　光秀
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市東開町４丁目11番34―802号
債務者　佐藤　幸子（旧姓浦川）
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部